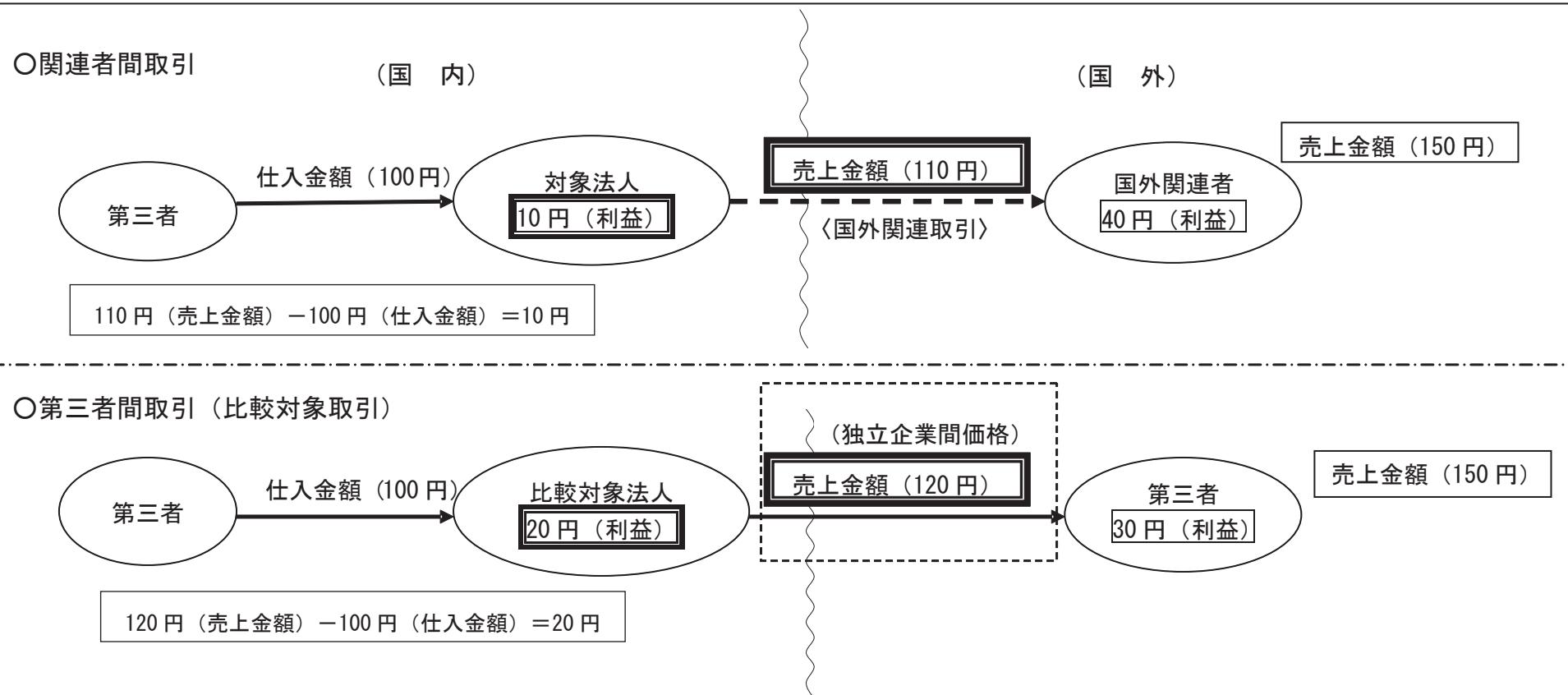


## 【行動8-10】移転価格税制：制度の基本・日本の現行制度

- 国内企業が海外の軽課税国にある関連企業との取引(への売却)価格を通常の価格と異なる(より低い)金額に設定すれば、一方(国内企業)の所得を他方(軽課税国にある関連企業)に移転することが可能。
- 移転価格税制は、こうした海外への所得移転を防ぐため、海外の関連企業との取引(国外関連取引)が、通常の取引価格(独立企業間価格)で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度(日本は昭和61年(1986年)に導入)。
- 移転価格課税は、企業行動の側面から見れば租税回避の防止措置であるが、国家間関係の側面から見れば課税権の配分(分捕り合い)の問題。移転価格課税によって、国内での利益が増加すれば、国外の利益はその分減少しなければ国際的な二重課税となる。
- そこで、OECD加盟国は、国際的に共通のルールとして「独立企業原則」を採用し、租税条約に基づき、国内(外)で移転価格課税が行われた場合に国外(内)でこれに対応して価格を調整している(対応的調整)。



## 【行動8-10】移転価格税制:「BEPSプロジェクト」の結論

- 「BEPSプロジェクト」では、「価値が創造されたところで税金を払うべき」との原則を踏まえ、無形資産を中心に、「価値創造の場」と「所得が生じる場」とが一致するよう「移転価格ガイドライン」を整備することになった。

### 行動8: 無形資産取引に係る移転価格ルールの見直し

「無形資産」は、その固有性により、「独立企業原則」の適用が困難であり、開発国（「価値創造の場」）から軽課税国への利益移転が行われている。これに対抗するため、

- ・ 将来のキャッシュフローの割引現在価値を現時点の無形資産の価値とみなす「DCF(Discounted Cash Flow)法」、
- ・ 実際に生じたキャッシュフローが当初の予測から大きくかい離した場合に、事後的に価格を調整できる「所得相応性基準」を勧告。

### 行動9: 「リスク」「資本」に係る移転価格ルールの見直し

（開発）事業の「リスク」を引き受けており、「リスク」が顕在化した際にこれに対応できる「資本」を有している者が当該事業から生じる所得を得るべきという考え方に基づいた「移転価格ガイドライン」の改訂等

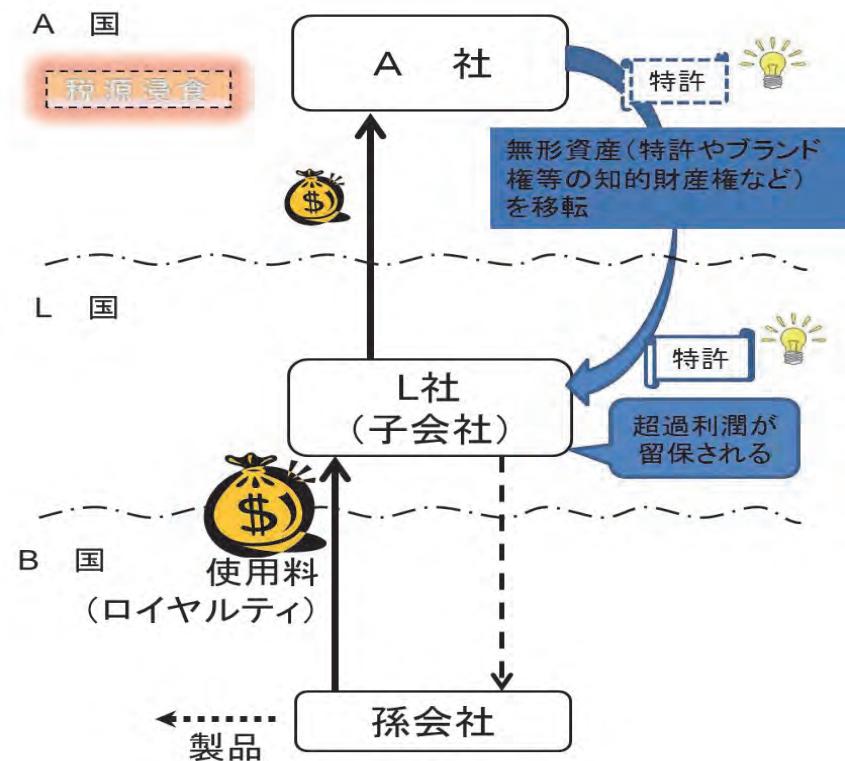
### 行動10: 他の租税回避リスクの高い取引に係る移転価格ルールの見直し

グループ内役務提供サービス(IGS: Intra Group Services)について  
は、軽課税国の子会社に提供されたサービスに係る費用を管理費用や本社費用として高課税国の親会社の費用とするBEPSが問題。  
「BEPSプロジェクト」では、グループ内で「独立企業原則」に従って適切に費用を配分する（親会社及び子会社の各々において、費用と収益を対応させる）ことを勧告。

- 日本としては、特に、

- ・ 無形資産を用いたBEPSに対抗する「所得相応性基準」や
  - ・ IGSの費用・収益を対応させる措置
- 等の導入可能性についての検討が必要。

### 無形資産を用いたBEPSの例



## 【行動12】タックスプランニングの義務的開示制度：制度の基本及び「BEPSプロジェクト」の結論

- 「BEPSプロジェクト」では、「企業の活動に関する透明性向上」の観点から、(会計士や税理士等の)プロモーター及び利用者が租税回避スキームを税務当局に報告する制度(「義務的開示制度(MDR: Mandatory Disclosure Rules)」)を勧告。これにより、租税回避行為をけん制・抑止するとともに、出現した租税回避スキームに速やかに対応できる。  
※ 現在、米国、英国、カナダ、アイルランド、イスラエル、韓国、ポルトガル、南アにおいて、義務的開示制度が導入されていることから、「BEPSプロジェクト」では、これらの国々の知見を踏まえて勧告を作成。
- 「BEPSプロジェクト」の勧告は、
  - ・ 開示義務者(プロモーター、利用者(納税者))
  - ・ 開示内容(守秘義務の伴うスキーム、成功報酬のあるスキーム、損出しスキーム等)、
  - ・ 開示手続(開示のタイミング等)等の項目について複数の選択肢を用意し、各国が自国に最適な様式を選択することを認める形(モジュラー方式)で行われた。
- 日本としては、勧告の内容を踏まえ、「義務的開示制度」の導入の可否を検討する必要。

### 【義務的開示制度の一例】

